

# 違法です!

## コロナ自粛を理由に

## 不当解雇や賃金不払い

### 泣き寝入りせず、すぐに労働組合に相談を

新型コロナの感染防止のための自粛で、企業の経営も苦しくなっています。だからといって、働く人たちに犠牲を転嫁していいわけがありません。

雇用を守る努力をしないで解雇することは違法です。

経営者に借金があろうが、労働者の賃金（労働債権）は最優先です。賃金不払いなどもってのほかです。

- ・ 企業が雇用調整助成金の申請をしていますか？
- ・ 解雇容認条件にあたる場合でも、解雇予告手当を払っていますか？
- ・ 最低賃金が守られていますか？  
（1か月の賃金を総労働時間で割って、時給計算で909円以上）
- ・ 残業代は25%増！ちゃんと払われていますか？
- ・ 失業手当の申請手続きがわかりますか？
- ・ いじめ、ハラスメントはありませんか？

#### 相談先

~~~~~ 相談無料・秘密厳守 ~~~~~

連合京都

フリーダイヤル 0120(154)052

対応時間 平日 午前9時～午後5時30分

京都ユニオン（京都地域合同労働組合）

075(691)6191

対応時間 毎週水曜 午後1時～午後9時